

令和4年度 粕屋町認可保育施設 利用申込案内

【子ども・子育て支援新制度 2号・3号認定用】

認可保育施設の利用については、保育の必要性に応じた教育・保育給認定を受ける必要があります。認可保育施設とは、保護者の就労などにより保育施設での保育が必要である場合に、保護者に代わって保育をおこなう施設です。

この案内には、子ども・子育て支援新制度における**保育の必要性に応じた教育・保育給認定及び施設利用申請**に関する手続きや必要書類等について掲載しておりますので、内容をよくお読みいただいたうえで、申請してください。

★受付場所★

粕屋町役場 子ども未来課(庁舎1階 12～14番窓口)

★受付期間★

令和3年11月1日(月) ～ 令和3年11月15日(月)

※受付時間…8時30分～17時 ※土・日・祝日は受付をおこないません

※ 利用申込書の提出について、**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での提出にご協力をお願いします。申込期限は11月15日(月)の消印有効です。**

【注意事項】

- 令和3年度以前に、教育・保育給認定申請及び施設利用申込みをしていてまだ利用できていない方も、令和4年度の利用を希望される場合は、再度申込みが必要です。
- すでに保育施設を利用している児童がいる世帯で、まだ利用していないきょうだい児の申込み及び他の保育施設への転園を希望する場合、**在園している園ではなく子ども未来課へ申込みをしてください。**
- マイナンバー(個人番号)法の施行に伴い、別途マイナンバー申告書を提出していただきます。提出にあたっては、マイナンバー確認及び本人確認を行いますので、3ページに記載の必要書類をお持ちのうえご提示ください。なお、郵送の場合は、マイナンバー確認及び本人確認ができるものの写しの提出が必要です。
- 申請時には、必要書類が揃っているか等を確認のうえ提出してください。
書類に不備がある場合、受付ができないことがあります、教育・保育給認定を受けられなくなります。

★施設を利用できる方

小学校就学前のお子さまと保護者のいずれもが粕屋町に住んでいる(粕屋町に住民票がある)方で、下記の事由によりご家庭での保育が困難な場合に利用申込みをすることができます。ただし、利用申込みが定員を超えた場合は利用調整をおこない利用決定をしますので、施設を利用できない場合があります。

保護者等の状況(保育の必要性の事由)	保育認定の有効期間
保護者が家庭外・家庭内を問わず1日4時間以上かつ月16日以上就労しているとき(※1)	最長で就学前まで
母親の出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前2ヶ月の月初めから産後翌々月末まで (多胎児の場合、産前4ヶ月の月初めから利用可)
保護者の疾病・負傷・障がいのために保育が困難なとき	療養を必要としなくなるまで
同居の親族が長期にわたり疾病・負傷・障がいの状態にあるため常時介護・看護しているとき	最長で就学前まで (同居の親族が介護・看護を必要としなくなるまで)
大学や職業訓練校、専門学校等に通っているとき(通信教育等は含まない)	通学期間中
仕事を探している(求職中の)とき	利用希望日より2ヶ月(利用開始後は就労することが条件) (就労を開始した場合、最長で就学前まで)
育児休業中(※2)	最長で就学前まで
震災・風水害・火災等による災害の復旧にあたっているとき	必要な期間
虐待やDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	必要な期間

※1 同居する世帯員のうち、父母以外の65歳未満の成人の方についても、就労証明書等が必要となります。

※2 育児休業中の利用申請について…育児休業中は家庭での保育ができるため利用ができませんが、保護者の状況によっては育児休業中も継続して利用できます。詳しくは20ページをご参照ください。

★利用申請が可能な施設等

認可保育所

保護者の委託を受けて、家庭での保育が困難なお子さまを、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。現在、町立保育所(3園)と、私立保育園(7園)があります。

認定こども園(保育所部分)

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持つ施設です。教育・保育を一体的に行います。現在、私立の幼保連携型認定こども園(1園)があります。

地域型保育事業

0～2歳の子どもを対象として、少人数単位で保育をおこなう事業です。『家庭的保育事業』『小規模保育事業』『居宅訪問型保育事業』『事業所内保育事業』の4種類があります。卒園後(3歳以降)の利用先として、連携施設(保育所、認定こども園、幼稚園等)が設定されており、卒園後は連携施設を引き続き利用できます。現在、私立の小規模保育園が1園、事業所内保育園が1園あります。

粕屋町外の保育施設

粕屋町外の認可保育施設等の利用を希望する場合、教育・保育給付認定は粕屋町が行いますが、利用調整についてはその施設が所在する市町村が行います。市町村によって利用要件や申込締切日等が異なりますので、まずは利用したい施設の所在する市町村の保育担当課へお問い合わせください。原則として、その市町村にお住まいの方が優先されますので、必ず利用できるとは限りません。利用者負担額については、粕屋町が決定します。

★教育・保育給付認定の種類について

教育・保育給付認定区分	実施年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定 【教育標準時間】	3～5歳	なし	・新制度へ移行した幼稚園 ・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 【保育標準時間・保育短時間】	3～5歳	あり	・認可保育所 ・認定こども園(保育所部分)
3号認定 【保育標準時間・保育短時間】	0～2歳	あり	・認可保育所 ・認定こども園(保育所部分) ・地域型保育事業

太枠で囲った部分(2号・3号認定)が、この申込案内により申請していただく内容となっています。

★「保育標準時間」「保育短時間」について

「保育標準時間」は、1日最長11時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。

保育必要量(就労時間等。下記表参照。)が週30時間・月120時間以上の場合に認定されます。

「保育短時間」は、1日最長8時間の枠の中で必要とする保育を利用できます。

保育必要量が月64時間(1日4時間以上かつ月16日)以上、月120時間未満の場合に認定されます。

※就労時間が短時間該当であっても、各園が指定する保育短時間の時間帯での送迎が困難な場合等は、必要に応じて保育標準時間認定としています。

※就労状況の変更等により保育認定時間の変更を希望する場合は、改めて就労証明書の提出をお願いします。

★保護者等の状況に応じた保育必要量について

保護者等の状況(保育の必要性の事由)	保育の必要量
家庭外・家庭内を問わず1日4時間以上かつ月16日以上就労しているとき	標準時間または短時間
疾病・負傷・障がいのために保育が困難なとき	標準時間または短時間
同居の親族が長期にわたり疾病・負傷・障がいの状態にあるため常時介護・看護しているとき	標準時間または短時間
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	標準時間(希望により短時間)
大学や職業訓練校、専門学校等に通っているとき(通信教育等は含まない)	標準時間または短時間
仕事を探しているとき	短時間
震災・風水害・火災等による災害の復旧にあたっているとき	標準時間
育児休業中のとき(継続して利用できる場合…20ページ参照)	短時間
虐待やDV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	標準時間

※保育必要量は、利用することが可能な最大限の枠として認定されたものです。

子どもの育成上の配慮の観点から、保育を必要とする時間帯で利用をしていただくようお願いします。

★令和4年度クラス(年齢)について

実施年齢(クラス)	生年月日
0歳児	令和 3年(2021年)4月2日～
1歳児	令和 2年(2020年)4月2日～令和 3年(2021年)4月1日生
2歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和 2年(2020年)4月1日生
3歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日生
4歳児	平成29年(2017年)4月2日～平成30年(2018年)4月1日生
5歳児	平成28年(2016年)4月2日～平成29年(2017年)4月1日生

※実施年齢は、4月1日時点の年齢で決定します。例えば、0歳児のお子さまが年度途中で1歳の誕生日を迎えても、当該年度内は0歳児クラスです。なお、施設によっては異年齢混合保育を行っているところもあります。

★申込みに必要な書類について

・全ての方に必要な書類

必要書類	ご注意
令和4年度 教育・保育給付認定申請書兼保育施設等利用申込書	
同意書及び誓約書	内容をよく読み、口欄にチェックをしてください
利用希望児童状況調査票	利用希望児童ごとに必要
保育を必要とすることを証明する書類	4ページの表で必要書類を確認してください
マイナンバー申告書 および下記の①マイナンバー確認資料②本人確認資料	下記の必要書類をご準備ください ※郵送申請の場合は、確認資料のコピーを提出してください

① マイナンバー確認資料 (正しいマイナンバーであることの確認)	② 本人確認資料 (マイナンバーの正しい持ち主であることの確認)
<p>(世帯全員分) 下記①から③のうちいずれか</p> <p>①マイナンバー(個人番号)カード ※マイナンバー(個人番号)カードの提示があれば 右の本人確認資料は不要です。</p> <p>②通知カード(記載の住所が現住所と一致する場合のみ有効)</p> <p>③マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し</p>	<p>(申請に来られる方の分) 下記①か②のどちらか</p> <p>① 顔写真付き身分証明書(以下のいずれか)1点 ・運転免許証 ・旅券(パスポート) ・住民基本台帳カード(顔写真付き) ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等</p> <p>② 身分証明書(以下のいずれか)2点 ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・介護保険被保険者証 等</p>

・保育を必要とすることを証明する書類

保護者等の状況	必要書類
雇用されている方 雇用が内定している方 復職予定の方	「就労証明書」(表裏2ページ) ※雇用主による証明。就労先が複数ある場合はそれぞれ必要です。 1か月の就労時間を確認するため、 変則勤務(シフト勤務)がある方は、別途シフト表等の提出をお願いします。 証明内容に不明な点がある場合、会社に確認させていただきますのでご了承ください。 雇用内定の方は、採用予定日と1か月の就労予定時間等の証明が必要です。
自営業の方・内職の方	「営業(就労)申立書」※1か月の就労日数・時間等を記入してください。 「事業内容がわかる書類の写し」
疾病・負傷・障がいの方	「診断書」(発行日より3か月以内のもの。写しでも可。) ※家庭での保育が困難な状況、疾病名、治療期間が記載されたもの。 「育児ができない旨の申立書」
同居の親族の看護・介護をされている方	「診断書」又は「要介護の状態がわかるもの」 (診断書は発行日より3か月以内のもの。写しでも可。) 「育児ができない旨の申立書」
産前産後の利用希望	「母子手帳の写し」又は「出産(予定)証明書」、 「育児ができない旨の申立書」
学校に通っている方	「在学証明書」又は「学生証の写し」、 「時間割等がわかる資料」
求職活動中の方	「求職中に関する誓約書」 ※施設利用開始後 <u>2ヶ月以内</u> に「就労証明書」を提出していただきます。
災害復旧にあたっている方	「罹災証明書」及び「育児ができない旨の申立書」

※ いずれの証明においても、内容が虚偽であった場合には無効となります。

(就労証明書を事業所に無断で作成もしくは改変した場合は、押印がなくても有印私文書偽造罪(刑法159条1項)もしくは有印私文書変造罪(刑法159条2項)に該当します。)

・状況によって必要となる書類

保護者(世帯)の状況等	必要書類
粕屋町へ転入予定の方	転入に関する誓約書(別途窓口にてお渡しいたします) 及び転入予定であることがわかる書類 ※不動産(建物)売買契約書、賃貸契約書等 ※実家等すでに町内に同居者がいる場合はその方の住民票
障がい者手帳をお持ちの方	障がい者手帳の写し等 ※手帳番号、本人欄、等級が確認できるもの
高校生を除く18歳以上65歳未満の同居親族がいる世帯	保育を必要とすることを証明する書類(上記の表で確認) ※提出がない時は家庭での保育が可能であるとみなします。

★利用申請から利用開始までの流れについて

<p>令和 3年 10月18日</p> <p>11月1日～ 11月15日</p> <p>11月24日～ 12月17日</p> <p>令和4年 2月4日</p>	<p>申込書配布</p> <p>子ども未来課にて配布、またはホームページ(粕屋町子育てサイト内)からダウンロードしてください。就労証明書の記入を勤務先に依頼していただく等、書類の準備をお願いします。</p> <p>教育・保育給付認定申請・利用申込</p> <p>左記期間内に、保育給付認定及び保育施設等への利用申込みを行います。</p> <p>面接</p> <p>利用希望開始月が4月～8月の方は、第1希望の保育施設で面接を受けていただきます。 ※利用希望開始月が9月以降の方は、入所が決定となってから面接を行います。</p> <p>利用調整結果送付</p> <p>利用希望開始月が4月～8月の方について、提出された書類をもとに保育の必要性の審査及び施設の利用調整を行い、結果を通知します。 ※保育の必要性の高い方から利用内定となります。 ※利用希望開始月が9月以降の方には、利用が内定した時点でご連絡します。</p>		
<p>2月中旬～</p> <p>4月1日</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(利用内定となった方)</p> <p>内定者説明会</p> <p>4、5月からの利用の方は、各施設で行われる説明会に必ずご参加ください。 ※6月以降の利用で内定している方は利用前に個別に案内いたします。</p> <p>利用(契約)・利用者負担額決定</p> <p>市町村民税所得割額をもとに、町が利用者負担額を決定し、園を通じてお届けします。 ※認可保育所…利用者は、利用者負担額を町へ納めます。 ※認定こども園・地域型保育事業…利用者は、利用者負担額を施設・事業者へ納めます。</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(不承諾通知が届いた方)</p> <p>利用調整の結果、施設利用決定とならなかった(不承諾となった)方は、令和4年度の待機児童として登録を行い、各施設の利用枠に空きが出た場合に、再度利用調整を行います。 入所希望日の1か月から2週間前までに利用が内定した時点で、お電話にてご連絡いたします。</p> <p>※申請は令和5年3月31日まで有効です。 その間に、<u>家庭の状況や就労状況、希望する施設に変更が生じた場合は必ず子ども未来課まで届け出てください。</u> また、<u>利用の必要がなくなった場合は、必ず申請を取り下げてください。</u></p> </td> </tr> </table>	<p>(利用内定となった方)</p> <p>内定者説明会</p> <p>4、5月からの利用の方は、各施設で行われる説明会に必ずご参加ください。 ※6月以降の利用で内定している方は利用前に個別に案内いたします。</p> <p>利用(契約)・利用者負担額決定</p> <p>市町村民税所得割額をもとに、町が利用者負担額を決定し、園を通じてお届けします。 ※認可保育所…利用者は、利用者負担額を町へ納めます。 ※認定こども園・地域型保育事業…利用者は、利用者負担額を施設・事業者へ納めます。</p>	<p>(不承諾通知が届いた方)</p> <p>利用調整の結果、施設利用決定とならなかった(不承諾となった)方は、令和4年度の待機児童として登録を行い、各施設の利用枠に空きが出た場合に、再度利用調整を行います。 入所希望日の1か月から2週間前までに利用が内定した時点で、お電話にてご連絡いたします。</p> <p>※申請は令和5年3月31日まで有効です。 その間に、<u>家庭の状況や就労状況、希望する施設に変更が生じた場合は必ず子ども未来課まで届け出てください。</u> また、<u>利用の必要がなくなった場合は、必ず申請を取り下げてください。</u></p>
<p>(利用内定となった方)</p> <p>内定者説明会</p> <p>4、5月からの利用の方は、各施設で行われる説明会に必ずご参加ください。 ※6月以降の利用で内定している方は利用前に個別に案内いたします。</p> <p>利用(契約)・利用者負担額決定</p> <p>市町村民税所得割額をもとに、町が利用者負担額を決定し、園を通じてお届けします。 ※認可保育所…利用者は、利用者負担額を町へ納めます。 ※認定こども園・地域型保育事業…利用者は、利用者負担額を施設・事業者へ納めます。</p>	<p>(不承諾通知が届いた方)</p> <p>利用調整の結果、施設利用決定とならなかった(不承諾となった)方は、令和4年度の待機児童として登録を行い、各施設の利用枠に空きが出た場合に、再度利用調整を行います。 入所希望日の1か月から2週間前までに利用が内定した時点で、お電話にてご連絡いたします。</p> <p>※申請は令和5年3月31日まで有効です。 その間に、<u>家庭の状況や就労状況、希望する施設に変更が生じた場合は必ず子ども未来課まで届け出てください。</u> また、<u>利用の必要がなくなった場合は、必ず申請を取り下げてください。</u></p>		
<p>11月16日～ 12月17日</p>	<p>二次募集期間について</p> <p>・申請期間後についても随時受付をいたしますが、上記期間後の申請のうち、左記の期間を二次募集として受け付けをいたします。二次募集の期間に受け付けをされた方につきましては、<u>2月4日の通知後にキャンセルが出た場合に、上記期間内の申込みがあった方と合わせた中で調整</u>を行い、利用決定を行うものとします。</p> <p>二次募集期間後は、期間外申請として随時受付を行います。</p>		

★利用者負担額(保育料)について

毎月の利用者負担額は、世帯の市町村民税所得割額等により決定します。4月～8月分の利用者負担額は令和3年度、9月～3月分の利用者負担額は令和4年度の市町村民税額で算定を行いますので、年度途中で利用者負担額が変更となることがあります。

市町村民税が未申告の方は、最高階層(第8階層)で算定を行いますのでご了承ください。

なお、3歳～5歳児クラスの利用については、所得にかかわらず無料となります。

(参考)令和3年度 粕屋町保育施設利用者負担額徴収基準額表 ※金額は月額、年齢はクラス年齢

階層区分	定義	保育標準時間			保育短時間		
		0～2歳児	3歳児	4・5歳児	0～2歳児	3歳児	4・5歳児
第1	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2	① ひとり親世帯 障がい者のいる世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	② 市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3	① ひとり親世帯 障がい者のいる世帯	8,400円 (0円)	0円	0円	8,200円 (0円)	0円	0円
	② 市町村民税所得割課税額 48,600円未満	18,300円 (9,150円)	0円	0円	17,900円 (8,950円)	0円	0円
第4	① 市町村民税所得割課税額 77,101円未満の ひとり親世帯等	8,400円 (0円)	0円	0円	8,200円 (0円)	0円	0円
		28,200円 (14,100円)	0円	0円	27,600円 (13,800円)	0円	0円
	② 市町村民税所得割課税額 97,000円未満	28,200円 (14,100円)	0円	0円	27,600円 (13,800円)	0円	0円
第5	市町村民税所得割課税額 169,000円未満	41,800円 (20,900円)	0円	0円	40,900円 (20,450円)	0円	0円
第6	市町村民税所得割課税額 301,000円未満	57,300円 (28,650円)	0円	0円	56,100円 (28,050円)	0円	0円
第7	市町村民税所得割課税額 397,000円未満	75,200円 (37,600円)	0円	0円	73,700円 (36,850円)	0円	0円
第8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	80,000円 (40,000円)	0円	0円	78,400円 (39,200円)	0円	0円

●利用者負担額階層区分決定の基礎となる市町村民税所得割額は、配当控除・住宅借入金等特別税額控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の税額控除を適用する前の額となりますのでご注意ください。

●父母のいずれかが単身赴任をしている場合も、父母の市町村民税所得割額を合算した金額で利用者負担額の算定を行います。また、父母以外が家計の主宰者と認められる場合には、その家計の主宰者の市町村民税所得割額も算定の対象といたします。

●多子カウント年齢制限ありの階層は、小学校就学前の範囲内にある子どもが保育所・幼稚園・認定こども園等を同時利用する場合、2人目半額(カッコ内の金額)、3人目以降無料となります。

●多子カウント年齢制限なしの階層は、小学生以上の兄・姉もカウントに含め、2人目は半額(カッコ内の金額)、3人目以降は無料。また、市町村民税所得割課税額 77,101 円未満のひとり親世帯等については2人目以降無料となります。

3～5歳の副食費(おかず・おやつ等)については実費徴収となりますが、市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満(ひとり親世帯等は 77,101 円未満)の世帯及び第3子以降については免除となります。

仲原保育所 (町立)

所在地	仲原 1 丁目 16 番 3 号
電話番号	938-4556
入所月齢	生後 6 ヶ月以上
定員	110 名
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりを大切にし、心身ともに健康で心豊かな子どもを育てること、また、子どもが本来持っている能力を伸ばす保育をおこなう。 家庭と保育所の相互理解を深め、連携を密にして子どもがいずれにおいても安定感を持って生活できる場を目指す。
保育標準時間	平日 7 時から 18 時まで 土曜 7 時から 16 時まで
保育短時間	平日 9 時から 17 時まで 土曜 8 時から 16 時まで
延長保育	平日 18 時から 19 時まで 土曜延長保育無し 18 時～18 時 30 分 150 円、18 時～19 時 300 円(おやつ代含む) ※保育短時間認定の方…30 分 150 円(7 時～9 時、17 時～19 時)
休園日	日曜、祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)
障がい児保育	実施有り(要相談) ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や、相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。
慣らし保育	約 2～3 週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	0～2 歳児完全給食、3 歳児以上は主食持参及び副食代 4,500 円/月
土曜給食	有り(麺給食) ※第 4 土曜日は弁当持参
アレルギー対応	乳・卵は代用食有り 他は未対応
水筒(お茶)	持参
制服	無し
オムツ	保護者の意向に添う 紙・布どちらでも可
お昼寝	4 歳児まで有り 5 歳児は夏季のみ有り
保護者会	無し
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	3～5 歳児用品代 2,500～6,400 円程度 3～5 歳児体操服上下 2,880 円 帽子代 0～3 歳児 720 円程度、4・5 歳児 1,000 円程度 サッカー教室・ダンス教室代(年間 1,600 円程度) 卒園アルバム代(10,000 円程度)、遠足代、園外保育の実費等
一時保育実施	無し
子育て支援	園庭開放
その他	和太鼓指導、サッカー教室、ダンス教室、お泊り保育、バス遠足、観劇会、園外散歩(近隣の公園、七五三参り 等)

※内容は変更となる場合があります。

西保育所（町立）

所在地	大字仲原 2739 番地 1
電話番号	611-9108
入所月齢	生後 6 ヶ月以上
定員	115 名
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりを大切にし、心身ともに健康で心豊かな子どもを育てること、また、子どもが本来持っている能力を伸ばす保育をおこなう。 家庭と保育所の相互理解を深め、連携を密にして子どもがいずれにおいても安定感を持って生活できる場を目指す。
保育標準時間	平日 7 時から 18 時まで 土曜 7 時から 16 時まで
保育短時間	平日 9 時から 17 時まで 土曜 8 時から 16 時まで
延長保育	平日 18 時から 19 時まで 土曜延長保育無し 18 時～18 時 30 分 150 円、18 時～19 時 300 円(おやつ代含む) ※保育短時間認定の方…30 分 150 円(7 時～9 時、17 時～19 時)
休園日	日曜、祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)
障がい児保育	実施有り(要相談) ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や、相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。
慣らし保育	約 2～3 週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	0～2 歳児完全給食、3 歳児以上は主食持参及び副食代 4,500 円/月
土曜給食	有り(麺給食) ※第 4 土曜日は弁当持参
アレルギー対応	乳・卵は代用食有り 他は未対応
水筒(お茶)	持参
制服	無し
オムツ	保護者の意向に添う 紙・布どちらでも可
お昼寝	4 歳児まで有り 5 歳児は夏季のみ有り
保護者会	無し
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	3～5 歳児用品代 2,500～6,400 円程度 3～5 歳児体操服上下 2,880 円 帽子代 0～3 歳児 700 円程度、4・5 歳児 1,000 円程度、 スポーツ教室(年間 2,000 円程度)、卒園アルバム代(7,000 円程度)、 遠足代、園外保育の実費等
一時保育実施	無し
子育て支援	園庭開放
その他	和太鼓教室、サッカー教室、ダンス教室、お泊り保育 園外散歩(近隣の公園、七五三参り 等)、観劇会

※内容は変更となる場合があります。

中央保育所（町立）

所在地	若宮 2 丁目 11 番 18 号
電話番号	938-8746
入所月齢	生後 6 ヶ月以上
定員	120 名
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 一人ひとりを大切にし、心身ともに健康で心豊かな子どもを育てること、また、子どもが本来持っている能力を伸ばす保育をおこなう。 家庭と保育所の相互理解を深め、連携を密にして子どもがいずれにおいても安定感を持って生活できる場を目指す。
保育標準時間	平日 7 時から 18 時まで 土曜 7 時から 16 時まで
保育短時間	平日 9 時から 17 時まで 土曜 8 時から 16 時まで
延長保育	平日 18 時から 19 時まで 土曜延長保育無し 18 時～18 時 30 分 150 円、18 時～19 時 300 円(おやつ代含む) ※保育短時間認定の方…30 分 150 円(7 時～9 時、17 時～19 時)
休園日	日曜、祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)
障がい児保育	実施有り(要相談) ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や、相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。
慣らし保育	約 2～3 週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	0～2 歳児完全給食、3 歳児以上は主食持参及び副食代 4,500 円/月
土曜給食	有り(麺給食) ※第 4 土曜日は弁当持参
アレルギー対応	乳・卵は代用食有り 他は未対応
水筒(お茶)	持参
制服	無し
オムツ	保護者の意向に添う 紙・布どちらでも可
お昼寝	4 歳児まで有り 5 歳児は夏季のみ有り
保護者会	無し
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	3～5 歳児用品代 2,500～6,400 円程度 3～5 歳児体操服上下 2,880 円 帽子代 0～3 歳児 720 円程度、4・5 歳児 1,000 円程度 サッカー教室、ダンス教室(年間 1,600 円程度)、卒園アルバム代(8,000 円程度)、 遠足代、園外保育の実費等
一時保育実施	無し
子育て支援	園庭開放
その他	和太鼓指導、サッカー教室、ダンス教室、お泊り保育、バス遠足、観劇会、 園外散歩(駕与丁公園、近隣の公園、七五三参りなど) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">令和4年度は、老朽化に伴う園庭への建て替え工事を行います。</div>

※内容は変更となる場合があります。

粕屋わかば保育園（社会福祉法人 恵育福祉会）

所在地	花ヶ浦1丁目6番1号
電話番号	939-6111
入所月齢	生後4ヶ月以上
定員	150名
保育方針	本園は、保育の実施にあたっては新保育方針に基づき、養護と教育が一体となって、すこやかな心身を持った子どもを育成することを方針としております。
保育標準時間	平日・土曜とも 7時から18時まで
保育短時間	平日・土曜とも 9時から17時まで
延長保育	平日・土曜とも 18時から19時まで 【月額】18時から18時30分まで…2,800円 18時から19時まで…6,300円(おやつ代含む) 【日額】18時から18時30分まで…250円 18時から19時まで…550円(おやつ代含む) 保育短時間認定の方…1時間500円(7時～9時、17時～19時) ※保育短時間認定の方の月極料金はありません。
休園日	日曜、祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)
障がい児保育	実施有り(軽度まで:要相談) ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。
慣らし保育	約1週間～2週間程度(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	全園児完全給食(3歳児以上は主食代1,000円、副食代4,500円/月)
土曜給食	有り(麺給食、パン給食)
アレルギー対応	個別に除去食を提供(要相談)
水筒(お茶)	持参
制服	3歳児以上有り
オムツ	保護者の意向に合わせ、紙と布を併用
お昼寝	4歳児まで有り ※ベット布団はリース
保護者会	無し
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	・月間絵本代400～550円/月 ・教材、道具費1,000～5,000円程度/年 ・制服上下17,300～21,000円程度 ・体操服上下4,400～9,400円程度 ・ベット布団のリース代500円/月 ・その他一部(夏の集い等)保護者負担有り
一時保育実施	有り 平日9時から17時まで 満1歳(離乳食が完了したお子さま)より利用可
子育て支援	サロンルーム、園庭開放、子育て支援イベント(水曜)、育児相談
その他	3～5歳児 体操教室、英語教室 4、5歳児 和太鼓教室、音楽指導

※内容は変更となる場合があります。

ヴィラのぞみ愛児園 (社会福祉法人 五豊会)

所在地	長者原西2丁目4番3号
電話番号	957-1005
入所月齢	生後3ヶ月以上 ※入所時に首がすわっていること
定員	140名
保育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりが、個性の伸展、人格の尊重を約束されながら、保育者に安心して心身を預託する。そして、その環境のもと、自己の内面を充実発揮し、生きる喜びを感じつつ、日々のさまざまな自己体験を通して、「生きる力」を身につけていけるよう保障する。 ・地域の生活文化や伝承文化に慣れ親しみ、興味を持つ。 ・地域の人々、心身に障がいをもつ人、異年齢(0歳～高齢者)の人たちに関わりをもち、生きる喜びを分かちあったり、ともに生きるための知恵を学びあう。
保育標準時間	平日・土曜とも 7時から18時まで
保育短時間	平日・土曜とも 9時から17時まで
延長保育	平日・土曜とも 18時から19時まで 19時まで500円/日(おやつ代含む) 月極有 6,000円/月 ※保育短時間認定の方…1時間500円 (7時から8時まで、8時から9時まで、17時から18時まで)
休園日	日曜、祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)
障がい児保育	実施有り(軽度まで:要相談) ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用ができません。
慣らし保育	約2週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	全園児完全給食(3歳児以上は給食費として5,500円/月)
土曜給食	有り(パン給食有り)
アレルギー対応	個別に除去食を提供(要相談)
水筒(お茶)	持参
制服	3歳児以上有り
オムツ	紙オムツ(持参)
お昼寝	3歳児の夏季まで有り(0歳児布団レンタル有り700円/月 1～3歳児ベッド用シーツレンタル有り400円/月)
保護者会	有り 会費600円/月
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	教材費 1,000円から3,000円程度/年 観劇会等一部保護者負担有り アルバム代(0～2歳児3,000円・5歳児4,000円) 2歳児よりスイミングスクール 730円/回 その他 園外保育(遠足)のバス代等必要な実費については随時お知らせします
一時保育実施	有り 保育園開所日9時から17時まで 満1歳(歩行できるお子さま)より利用可
子育て支援	園庭開放(金曜)、育児相談(予約制:金曜)、子育てさんさん広場 子育て支援イベント(体操のお兄さん、わんぱくキッズ)
その他	3～5歳児は異年齢混合保育実施 造形あそび(4・5歳児) サッカーあそび(5歳児) 3歳児より英語、音楽、体育あそび

※内容は変更となる場合があります。

大川保育園 (社会福祉法人 相和会)

所在地	戸原東3丁目6番1号	
電話番号	938-3109	
入所月齢	生後8週以上	
定員	200名	
運営方針	<p>すべての子は伸びる力を持っている。その力が自然に、十分に伸びる保育を個と集団の中で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの可能性を引き出し、自ら伸びようとする力を育てる ・徳育、知育、体育、食育のバランスのとれた保育を提供する ・保育士としての資質向上に努め、よりよいサービスを提供する ・地域における子育て支援の核となるような社会的役割を果たしていく 	
保育標準時間	平日・土曜とも 7時から18時まで	
保育短時間	平日・土曜とも 9時から17時まで	
延長保育	保育標準時間	平日・土曜とも 18時から19時まで 18時29分まで200円、19時まで500円(おやつ代含む) 月極有 6,000円/月
	保育短時間	平日・土曜とも 8時から9時まで500円 17時から18時まで500円
休園日	日曜、祝日・休日、年末年始(12/29~1/3)	
障がい児保育	実施有り(軽度まで:要相談) ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。	
慣らし保育	約2週間(お子さまの状態を見ながら)	
平日給食	全園児完全給食(3歳児以上は主食費1,500円、副食費4,500円/月)	
土曜給食	全園児完全給食	
アレルギー対応	対応有り、体調不良食有(個別に要相談)	
水筒(お茶)	持参(3歳児以上)	
制服	無し	
オムツ	保護者の意向に添う 紙・布どちらでも可	
お昼寝	4歳児の夏季まで有り 5歳児は夏季のみ有り	
保護者会	有り 会費500円/月	
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・道具代 800~6,000円程度 ・月刊絵本代 400円程度/月(3歳児以上) ・帽子代 900円 ・体操服上下およびスモック 4,440円(3歳児以上) 	
一時保育実施	有り 保育園開所日9時から17時まで 1歳児より利用可	
子育て支援	子育て支援ルーム、園庭開放(火曜)、子育て支援イベント(金曜)	
その他	送迎バス有り 満2歳児以上より利用可能(要相談) 3~5歳児 和太鼓教室 4、5歳児 英語教室、体操教室	

※内容は変更となる場合があります。

青葉はるまち保育園（社会福祉法人 純正福祉会）

所在地	花ヶ浦3丁目7番12号
電話番号	938-0550
入所月齢	生後8週以上
定員	120名
保育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・生活を中心とした一人ひとりの育ちを大切にします。 ・本物に出会い、触れることを通して多様な経験をし、成長、発達を促す。 ・応答的保育を実践し、子どもが自ら考え、行動できるように援助する。
保育標準時間	平日・土曜とも 7時から18時まで
保育短時間	平日・土曜とも 9時から17時まで
延長保育	平日 18時から19時まで <u>土曜の延長保育無し</u> 19時まで500円 月極有 6,000円/月(おやつ代含む) ※保育短時間認定の方…1時間500円(7時から9時まで、17時から19時まで)
休園日	日曜、祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)
障がい児保育	実施有り(軽度まで:要相談) ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。
慣らし保育	約1～2週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	全園児完全給食(3歳児以上は主食費1,000円/月、副食費5,000円/月)
土曜給食	全園児完全給食
アレルギー対応	個別にアレルギー対応食を提供(要相談)
水筒(お茶)	不要(園で準備)
制服	3歳児以上有り
オムツ	布のみ(レンタル有り)
お昼寝	5歳児の夏季まで有り
保護者会	無し 行事毎に実行委員会形式
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	教材費 1,000円から6,000円程度/年(費用は年齢等により異なります) アルバム代 600円/月(3～5歳児) 制服代 32,000円程度(3～5歳児) その他 遠足のバス代等行事にかかる実費負担有り
一時保育実施	有り 平日(土曜は要相談)9時から17時まで 生後3ヶ月程度より利用可(要相談)
子育て支援	子育てサロン(予約制)、子育て相談室(予約制)、子育て支援イベント(木曜・予約制)
その他	1、2歳児混合保育実施 3～5歳児異年齢混合保育実施 5歳児 英会話教室(1,000円/月) 3～5歳児 体操教室 4、5歳児 絵画教室、水泳教室(1,050円/回)

※内容は変更となる場合があります。

星の子保育園（社会福祉法人 相和会）

所在地	内橋東1丁目14番1号		
電話番号	938-3101		
入所月齢	生後8週以上		
定員	180名		
運営方針	<p>すべての子は伸びる力を持っている。その力が自然に、十分に伸びる保育を個と集団の中で行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの可能性を引き出し、自ら伸びようとする力を育てる ・徳育、知育、体育、食育のバランスのとれた保育を提供する ・保育士としての資質向上に努め、よりよいサービスを提供する ・地域における子育て支援の核となるような社会的役割を果たしていく 		
保育標準時間	平日・土曜共 7時から18時まで		
保育短時間	平日・土曜共 9時から17時まで		
延長保育	保育標準時間	平日・土曜共 18時から19時まで 18時30分まで200円、19時まで500円(おやつ代含む) 月極有 6,000円/月	
	保育短時間	平日・土曜共 8時から9時まで500円 17時から18時まで500円	
休園日	日曜、祝日・休日、年末年始(12/29~1/3)		
障がい児保育	実施有り(軽度まで:要相談) ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。		
慣らし保育	約2週間(お子さまの状態を見ながら)		
平日給食	全園児完全給食(3歳児以上は主食費1,500円/月、副食費4,500円/月)		
土曜給食	全園児完全給食		
アレルギー対応	対応有り、体調不良食有(個別に要相談)		
水筒(お茶)	持参(3歳児以上)		
制服	4歳児以上有り	体操服	3歳児以上有り
オムツ	保護者の意向に合わせ、紙と布を併用		
お昼寝	4歳児の夏季まで有り 5歳児は夏季のみ有り		
保護者会	有り 会費500円/月		
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・道具代 800~6,000円程度 ・月刊絵本代 400円程度/月(3歳児以上) ・帽子代 900円 ・体操服上下及びスモック 4,440円(3歳児以上) ・園指定カバン 3,300円(3歳児以上) ・制服代上下 11,000円(4歳児以上) 		
一時保育実施	保育園開所日 9時から17時まで 1歳児より利用可		
子育て支援	子育て支援センターかんがるう、園庭開放 出前サロン 月3回 子育て支援イベント(第1・3・4月曜) ※イベントの曜日は今後変更となる可能性があります		
その他	送迎バス有り 2歳児より利用可能(要相談) 3~5歳児 和太鼓教室、体操教室 4,5歳児 英語教室		

※内容は変更となる場合があります。

いそどり保育園(社会医療法人 あすか福祉会)

所在地	大字仲原 2762 番地 3
電話番号	260-8135
入所月齢	生後 3 か月経過した日の翌日から
定員	105 名
運営方針	5つの保育目標を掲げ、子ども達が主体的に活動する中で「生きる力」を創れるよう一人ひとりにあつた保育を方針としております。≪①元気な子ども②身辺処理のできる子ども③仲のよい子ども④自分で考え、行動できる子ども⑤生きる力を持った子ども≫
保育標準時間	平日・土曜とも 7時から18時まで
保育短時間	平日・土曜とも 8時30分から16時30分まで
延長保育	平日 18時から20時まで 土曜延長保育無し 0歳児…300円/15分毎 1歳児以上…200円/15分毎 1時間延長月極…5,000円(0歳児) 4,000円(1歳児以上) 2時間延長月極…8,000円(1歳児以上) ※0歳児の2時間延長無し ※保育短時間認定の方は月極料金はありません。
休園日	日曜、祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)
障がい児保育	実施あり(要相談) ※お子さまの障害の程度により集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用できないことがあります。
慣らし保育	約1週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	全園児完全給食(3歳児以上は主食費 1,100円/月、副食費 4,500円/月)
土曜給食	全園児完全給食
アレルギー対応	個別にアレルギー対応食を提供(要相談)
水筒(お茶)	持参(0歳児のみ提供)
制服	3歳児以上有り
オムツ	保護者の意向に合わせ、紙と布を併用 紙おむつ、お尻ふきレンタル有(月 3,000円程度。希望者のみ)
お昼寝	5歳児の夏季まであり
保護者会	無し
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	・教材費 月 600円～700円 ・月刊絵本代月 340円～420円 ・道具代 3,000円程度(2歳児以上)・帽子代 850円(1歳児以上) ・園指定カバン 4,900円(2歳児以上) ・制服代上下 8,300円(3歳児以上) ・体操服上下 3,750円(3歳児以上) ・布団リース代 990円程度(0・1歳児)、500円程度(2歳児以上)
一時保育実施	有り 平日 9時から17時まで(生後 6 か月経過した日から利用可能)
子育て支援	在園児保護者及び未就園児保護者育児相談など
その他	課内教室…和太鼓教室(4歳児～)・体育教室(1歳児～)・音楽教室(3歳児～) ベビーマッサージ(0歳児のみ)・英語教室(2歳児～) 課外教室…ECC英語教室・体育教室・スイミング教室 送迎バス有り(2歳児より利用可能)

※内容は変更となる場合があります。

かよいちょう保育園(社会福祉法人 稗田福祉会)

所在地	酒殿 5 丁目 8 番 40 号
電話番号	410-0580
入所月齢	生後 6 か月経過した日の翌日から
定員	120 名
運営方針	『生きる力を育む』を保育方針に掲げ、『社会力と学習力を伸ばす』を保育目標とし、様々な取り組みに一貫性を持って保育に取り組んでおります。 具体的には『学習力を伸ばす』取り組みとして【言葉の学び】【身体の学び】【感性の学び】の三本の柱を立て、専任の保育士が担当して活動を行います。
保育標準時間	平日・土曜とも 7 時 00 分から 18 時 00 分まで
保育短時間	平日・土曜とも 8 時から 16 時まで
延長保育	【保育標準時間】 18:00～18:29 250 円 18:00～19:00 550 円(おやつ代含む) (月極 6,300 円/月) 【保育短時間】 7:00～8:00 500 円 16:00～17:00 500 円 17:00～18:00 500 円 (月極なし)
休園日	日曜、祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)
障がい児保育	要相談 ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。
慣らし保育	約 2 週間(お子様の状態を見ながら)
平日給食	全園児完全給食(3 歳以上児は主食持参、副食費 4,500 円/月)
土曜給食	全園児完全給食
アレルギー対応	対応有り
水筒(お茶)	持参必要
制服	制服、体操服、スモック等
オムツ	紙おむつ(持参)
お昼寝	0～3 歳児まであり(4・5 歳児は夏季のみ有り)
保護者会	無し
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	・道具、教材代 3,000 円～13,000 円程度/年 ・制服上下 7,000 円(3 歳児以上) ・体操服上下 4,000 円(3 歳児以上) ・スモック代 1,300 円(3 歳児以上) ・帽子代 1,000 円(1 歳児以上) ・園指定カバン 650 円～3,500 円
一時保育実施	無し
子育て支援	在園児保護者及び未就園児保護者育児相談など
その他	課内教室(3～5 歳児) … 体操教室・造形教室 課外教室(3～5 歳児) … 体操教室・ECC 英語教室 3～5 歳児 異年齢混合保育実施 ・送迎あり(要相談)

※内容は変更となる場合があります。

はこぶね認定こども園（学校法人 聖約学園）

所在地	戸原西1丁目6番12号
電話番号	938-1230
入所月齢	生後6ヶ月以上
定員	120名(保育所部分)
保育方針	<p>私たちの施設は、以下の教育目標を掲げて、幼児期における健全な心身を養い、また、宗教的な情操等の育成に重点を置いています。</p> <p>①キリスト教精神に基づいた幼児教育を行っています。②学ぼうとする意欲を深めます。③健康な体を育むために体をうごかします。④豊かな心、信頼の心、感謝の心、意欲的な心の土台を育てます。⑤自分から遊びに取り組んだり、自ら考えて活動できるよう援助します。</p>
保育標準時間	<p>平日 7時30分から18時30分まで</p> <p>土曜 7時30分から16時30分まで</p>
保育短時間	<p>平日 9時から17時まで</p> <p>土曜 8時から16時まで</p>
延長保育	<p>保育標準時間 平日・土曜ともに延長保育無し</p> <p>保育短時間 平日17時から18時まで 土曜延長保育無し</p> <p>各500円/日 月極有 6,000円/月</p>
休園日	日曜、祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)
障がい児保育	要相談 ※お子さまの障がいの程度により集団保育が不可能な場合や相当の職員配置が不可能な場合は利用ができないことがあります。
慣らし保育	約2週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	0～2歳児完全給食 3歳児以上は主食持参及び給食費4,500円
土曜給食	有り
アレルギー対応	対応有り(個別に要相談)
水筒(お茶)	持参(2歳児以上)
制服	2歳児以上有り
オムツ	保護者の意向に合わせて紙・布どちらでも可(持参)
お昼寝	0～3歳児まで有り (4・5歳児は夏季のみ有り)
保護者会	有り 会費650円/月
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	<p>絵本代(500円程度/月) テキスト代、鍵盤ハーモニカ他(3歳児以上)</p> <p>おどろぐ代(2歳児以上) 3歳児以上の教育充実費(月額6,000円)</p> <p>ふとんレンタル代 1,100円/月(0～3歳児まで、4・5歳児は園で対応)</p>
一時保育実施	無し
子育て支援	園庭開放(毎週水曜10時～12時)
その他	<p>読み・書き・計算(数)・音楽(音感教育、鍵盤ハーモニカなど)・かけっこ・体操を毎日の保育の中で、少しずつ取り組んでいます。</p> <p>レベルの高い教育保育を提供いたします。</p> <p>・英語教室(2～5歳児) ・体操教室(2～5歳児) ・声楽指導(月2回)</p>

※内容は変更となる場合があります。

小規模保育園 ゆめのたね (NPO法人 ぽっけ)

所在地	若宮 2 丁目 1 番 5 号
電話番号	931-3770
入所月齢	生後 6 ヶ月以上～2 歳児まで
定員	19 名
保育方針	～自分の力で切り開く子どもに～ ・健康的な身体を持つ元気な子ども ・協調性豊かな子ども ・自然を愛し思いやりのある子ども
連携施設	キッズドリーム幼児園(篠栗町) ※1 号認定での利用となります
保育標準時間	平日 7 時から 18 時まで 土曜日 8 時から 17 時まで
保育短時間	平日・土曜とも 8 時から 16 時まで
延長保育	平日 18 時から 18 時 30 分まで 土曜延長保育無し ※延長保育料金について詳しくはお尋ねください
休園日	日曜、祝日・休日、年末年始(12/29～1/3)
障がい児保育	実施なし
慣らし保育	約 1～2 週間(お子さまの状態を見ながら)
平日給食	完全給食
土曜給食	無(弁当持参)
アレルギー対応	対応有り(小麦、大豆などがある場合要相談)
水筒(お茶)	持参
制服	体操服、スモック、カラー帽子
オムツ	紙オムツ(持参)
お昼寝	有り
保護者会	有り 母の会費 300 円/月
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	ゆめのたね入園時:連絡ノートなどの用品代 年少時より連携施設(キッズドリーム幼児園)利用可能、1 号認定(預かり保育有り) 入園時:制服代、お道具代などの用品代 課内活動(英語、体操教室、そろばん、絵画教室、太鼓、声楽、学習教室)などあり 活動費として 3,000 円必要 尚、習い事は自由参加(スイミング、空手、体操、ピアノ、英語)有
一時保育実施	無し
子育て支援	在園児保護者及び未就園児保護者育児相談など
その他	課内活動 英語教室、体操教室を実施 連携施設の見学は電話予約にて受け付けています。 キッズドリーム幼児園 Tel 092-947-4591

※内容は変更となる場合があります。

ブルースター保育園(社会医療法人 青洲会)

所在地	長者原西4丁目11番8号
電話番号	092-410-0001
入所月齢	生後6ヶ月以上～2歳児まで
定員	40名
保育方針	・えがおで 明るく げんきな子 ・みんなと なかよく 遊べる子 ・思いやりのある やさしい子
連携施設	キッズドリーム幼児園(篠栗町) ※1号認定での利用となります
保育標準時間	平日・土曜とも 7時30分から18時30分まで
保育短時間	平日・土曜とも 8時00分から16時00分まで
延長保育	保育標準時間の場合(平日・土曜とも) 18:31～19:00は200円、19:01～19:30は350円、19:31～20:00は500円 保育短時間の場合(平日・土曜とも) 16:01～16:30は200円、16:31以降の延長保育はありません。
休園日	日曜、祝日・休日、年末年始(12/29～1/3) ※ 休日保育があります。(但し、事前登録が必要です。30分枠毎(*)に300円)
障がい児保育	実施なし
慣らし保育	約2週間(10～12日) お子さんの状態を見ながら実施
平日給食	完全給食
土曜給食	土曜・日曜とも完全給食
アレルギー対応	対応有り(個別に要相談)
水筒(お茶)	持参不要
制服	なし
オムツ	紙オムツ(持参)
お昼寝	有り
保護者会	なし
利用者負担以外の保護者負担(主なもの)	なし
一時保育実施	有り 平日9時から17時まで 満1歳～2歳児 料金 30分枠毎(*)に300円
子育て支援	在園児保護者及び未就園児保護者育児相談など
その他	課内活動 英語教室(0～2歳児) (*30分枠とは、7:31～8:00、8:01～8:30、8:31～9:00、9:01～9:30・・・ のことで、8:20～11:50までの一時保育の料金は8枠の2,400円になります。)

※内容は変更となる場合があります。

施設を利用中の育児休業の取扱いについて

保育施設等を利用しているお子さんの保護者が育児休業を取得する場合、そのお子さんは原則として利用できなくなります。ただし、育児休業の取得について、出産日から1年以内に復職する場合は、保護者の申し出により、その期間も継続して同一の保育施設に限り利用することができます。

また、1年を超える育児休業の場合も、下のお子さんの入所ができないなどの状況によっては育児休業の対象児童が1歳になる日が属する年度末までの利用が可能です。

なお、継続利用を希望される場合は産後翌々月末までに、復職日が確認できる「就労証明書」及び「育児休業に係る申立書」の提出が必要です。

※ 育児休業中の保育必要量は短時間認定となります。

※ 育児休業を取得せず退職する場合は、産後翌々月末までの利用となります。

※ 育児休業後の復職を条件として0歳～2歳児クラスで新規でご入園された方は、必ず入園日の1か月以内に復職をしていただく必要があります。

復帰後10日以内に就労証明書を各保育施設にご提出ください。

★利用中における注意事項等

●慣らし保育について

新規に利用をされるお子さま、転園されたお子さまについては、入園当初は慣らし保育を行っています。(再入園のお子さまも、年齢やお子さまの状態を見ながら慣らし保育を行う場合があります)。慣らし保育中は早い時間にお迎えに来ていただくことをお願いするため、すでにお勤めを始めている方は、慣らし保育中のお迎えの対応についてご検討いただく必要があります(お勤め先との勤務の調整等)。

慣らし保育の期間や方法は、利用される施設やお子さまの年齢等により異なります。また、慣らし保育の期間中も利用者負担額はかかりますのでご了承ください。

●家庭の状況が変更となった場合は、必ず子ども未来課までお知らせください。

- ・住所が変わったとき ・退職したとき、または勤務先や勤務時間が変わったとき
- ・妊娠したとき・保護者が変わったとき ・姓が変わったとき・育児休業の期間が変更となるとき
- ・その他家庭の状況が変わったとき など

※状況が変更となることで、教育・保育給付認定における保育必要量や、利用者負担額の算定も変更となる場合がありますので必ずお知らせください。

●毎年6月に、保育の必要性の認定を再確認するための現況調査を行います。

保護者(父・母)の就労証明書等を6月に提出いただき、就労状況等の確認を行います。当初のお申込み時と状況が異なる場合(転職している、就労予定だったところに就労していない、就労の実績が確認できない等)は、電話等により勤務先へお問い合わせをさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

場合によっては保育の必要性の認定が取り消しとなり、利用解約(退園)となる場合があります。

※4月以降に発行された就労証明書等を提出された場合、6月の提出は省略することができますが、就労実績等については勤務先へお問い合わせをさせていただきます。

※高校生を除く18歳以上65歳未満の同居親族については、6月の確認は行いませんが、状況が変更となった場合は、その都度書類をご提出ください。

●利用者負担額の納付について

利用者負担額は、6ページに記載されているとおり、世帯の市町村民税所得割額等により決定します。決められた納付期限までに必ず納付してください。納付期限を過ぎても納付がない場合、督促を行います。また、子ども未来課職員が直接保育施設へお伺いして徴収を行ったり、戸別訪問により徴収を行ったりする場合があります。それでもなお納付がない場合は、差押え等の滞納処分を行いますので、確実な納付をお願いいたします。

なお、市町村民税の修正申告や更正をされた場合は、当年度の利用者負担額に限り、階層の再算定を行いますので、お早めにお知らせください。

※認定こども園、地域型保育施設へ通園している方の利用者負担額は、施設への納付となります。

●利用解約(退園)手続きについて

粕屋町から町外へ転出された場合、施設を利用できるのは転出月の末日までとなります。その後は利用解約(退園)となり、粕屋町での教育・保育給付認定は終了しますので、転出先の市区町村において改めて教育・保育給付認定及び利用の申請手続きを行ってください。

町外への転出のほか、保育の必要がなくなった場合も、利用解約(退園)となります。利用解約(退園)の際は、「退園届」を記入して、利用中の保育施設に提出します(退園届は保育施設に備えています)。

【保育の必要がなくなった場合の例】

- ・退職により家庭での保育が可能となった
- ・病気療養中だったが治った
- ・同居親族の介護をしていたが、介護の必要がなくなった 等の場合を指します。

●里帰り出産時の入退所の取扱いについて

現在認可保育所を利用して、里帰り出産をされる場合は子ども未来課までご連絡ください。

令和4年度の利用にかかる出産予定での申し込みについて

認可保育所の利用申請については、原則としてお生まれになってからの申請となりますが、現在出産を予定されている方で、12月17日までに出生となった方については、期間内の申請があったものとして受付し、利用調整をいたしますので、あらかじめ出生予定で申し込み期間内に申請してください。

その後、出生届を提出されましたら申請書にお子様の名前等を追記していただきますので、子ども未来課までお越しください。